

行政文書公開決定等審査報告書

令和5年2月20日

大和市長 大木 哲 殿

大和市情報公開審査会

会長 大津 浩司



令和5年1月26日付けで諮詢された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

公開請求に係る行政文書の名称又は内容	別紙行政文書公開請求書のとおり
審査の結果	<p>1 主文</p> <p>(1) 実施機関が、本件情報公開請求について、審査請求の対象となった本件行政文書が不存在であるとしたことを含め、行政文書一部公開決定処分を行ったことは妥当である。</p> <p>(2) 実施機関による弁明書は、事案の解明及び争点の判断に際し、主張書面として求められる説明及び理由付けの程度としては不十分といわざるを得ず、再考の上、改めて審査請求人に交付することを求める。</p> <p>2 附帯意見</p> <p>本件特有の事情に鑑み、今後は、本件公の施設における病児保育事業の受託者から、当該事業運営の収支報告に係る書面を徴収することが望ましい旨、本審査会としての意見を付する。</p>

第1 審査請求の経過

- 1 令和4年7月15日、審査請求人は、本件行政文書含む各種行政文書を特定し、情報公開請求をした。
　　本件行政文書とは、令和3年度の「大和市病児保育室ぽかぽか」（以下「本件公の施設」という。）の運営に係る収支報告に係る書面をいう。
- 2 同年9月13日、大和市長は、本件行政文書が不存在であることを理由に、他の文書については一部公開として、全体として一部公開決定処分（以下「原処分」という。）とし、同決定通知書を交付した。
- 3 同年10月7日、審査請求人は、大和市長に対し、原処分を不服とし、本件行政文書の再調査と本件行政文書が不存在であることの妥当性に関する審議を求める審査請求をした。

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張（審査請求書及び反論書より）

審査請求人による令和4年10月7日付「審査請求書」及び令和5年1月25日付「反論書」によれば、その主張の大意は次のとおりである。

病児保育事業は、子ども・子育て支援法で実施主体が「市区町村」と定められ、公費をもとに運営がなされる極めて公共性の高い性格を持つものである。

大和市では病児保育事業に係る本件行政文書につき不存在とするが、横浜市においては、平成30年度の会計監査院からの助言を受けて、病児保育事業に係る各施設の収支報告について市への提出開示を義務化している。同様に、相模原市、座間市でも病児保育事業の委託先に会計報告を求めている。他市が委託先から収支報告を受ける理由は、病児保育事業における税金使途の透明性、保育の質を担保するためである。

令和3年9月、大和市議会厚生常任委員会において、小田博士議員より横浜市の事例をもとに病児保育事業の収支を正確に把握すべきとの指摘がなされ、これに対し、大和市はいく課長は指摘内容について今後検討すると応えた。この委員会における回答から1年以上がたち、なお当該事業運営の収支報告に係る書面が存在というは疑義が残る。

行政所管部が保育事業拠点の財務情報を把握していないというのはあり得ず、大和市は本件病児保育室運営受託者である株式会社アミーの財務情報を保有するべきであり、大和市の管理運営能力、財務分析力そのものに問題がある。

以上のことから、不存在とされた本件行政文書の再調査を要求し、実施機関が不存在としたことの妥当性について審査を求める。

2 実施機関の主張

審査請求人による令和5年1月17日付「弁明書」によれば、その主張の大意は次のとおりである。

本件行政文書は、大和市病児保育事業費補助金交付の要件として必要とされる性

質のものであるが、本件では補助金交付の局面ではなく入札の局面であり、本件行政文書は不要であるので、不存在である。

本件公の施設における病児保育事業の収支は市の決算に該当するものであり、保育業務を受託する事業者の収支とは異なるため、本件行政文書は不要であり、不存在である。

第3 当審査会の判断

1 主文

(1) 原処分の妥当性について

審議の結果、本件行政文書が不存在であることに関し、実施機関による弁明書の内容が不十分であることは別論として、現状、本件公の施設における病児保育事業の実施に当たり、大和市例規を含む法令及び当該事業における業務委託契約上、当該事業の受託者から当該事業運営の収支報告に係る書面を徴収する法的根拠がないことが認められる。

したがって、本件行政文書が不存在であること自体に合理性を欠くとはいえず、その他の原処分の判断については当事者間において争いのないところ、本審査会としては、原処分を妥当と判断する。

(2) 弁明書の再交付について

実施機関による令和5年1月17日付弁明書は、本件における事案の解明及び争点の判断に際し、主張書面として求められる説明及び理由付けの程度としては不十分といわざるを得ず、次に示す点を踏まえ再考し、改めて審査請求人に交付することを求める。

ア 前提として、弁明書における理由提示の程度としては、行政の説明責任の観点から、審査請求人はもとより一般人の理解において原処分の合理性についての十分な理由を示すこと。

イ 病児保育事業において、大和市が直接管理する公の施設に係る業務委託契約と、民間事業者による民間施設に係る同事業運営に対する補助金交付について、制度上の違い等について説明すること。

ウ 審査請求人が主張する横浜市の病児保育事業に係る制度と大和市における運用の違いを説明すること。

2 附帯意見

本審査会は、原処分を妥当と判断するも、次のとおり付言する。

本件公の施設の運営は、入札時にあらかじめ時期区分ごとの支出額を定めた委託契約書に基づいて民間事業者に委託されたものであり、現行制度上、運営の収支報告に係る書面を受託者から徴収する法的根拠がないことは先に述べたとおりである。

他方、同種の事業を行う民間施設の運営については、国の補助金交付要綱に基づき、民間事業者に補助金が交付されており、補助金額の算定に当たり必要なものとして当

該運営の収支報告に係る書面を徴収している。

しかし、事業の実施機関が公の施設か民間施設かの違いはあるにせよ、病児保育施設の運営ということに変わりはない。そこには公金の支出と公共性の高い病児保育事業という共通点が存在する。

したがって市は、本件公の施設の安定的かつ継続的な運営を実現し透明性を確保するため、本件公の施設での事業運営の収支報告に係る書面については、今後、受託者から徴収することが望ましい旨、本審査会として意見を付する。

第4 審査の経過

令和5年2月2日 審議（同日結審）